



2025年7月15日

各 位

ビート・ホールディングス・リミテッド
(URL: www.beatholdings.com)
代表者名 最高経営責任者 (CEO)
チン・シャン・ファイ
(東証スタンダード市場 コード番号: 9399)
連絡先 IR室マネージャー
高山 雄太
(電話: 03-4570-0741)

株式分割に関するお知らせ

本日、当社の取締役会は、2025年度定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）にて、株主の皆様のご承認を得ることを条件に、以下のとおり、株式分割（以下「本株式分割」又は「本分割」といいます。）を実施することを決議しましたので、お知らせいたします。なお、本株主総会の開催日時等については、決定次第お知らせいたします。

1. 本株式分割について

(1) 本株式分割の目的

当社の発行済並びに未発行の普通株式、優先株式及び劣後株式を1株につき10株の比率をもって分割するものです。

当社は、昨年、当時の低い株価を改善することを目的に、効力発生日を2024年3月27日とする100対1の株式併合を実施しております。その後、取締役会は、本年2月にビットコイン及びそのETFへの投資を当社の主要な準備金として採用することを決議し、ビットコインETFであるiShares Bitcoin Trustへの投資を開始しており、現在の株価に基づき、取締役会は、当社の株価を広く他の上場企業の標準的な水準に位置付けるために株式の分割を実施することが、当社の株主の利益になると考えています。当社は、本株式分割により流動性が向上し、価格変動が軽減され、株主基盤が拡大することで、すべての株主に利益をもたらすと予想しております。なお、本株式分割は、当社の資本構成を変更するものではありません。

(2) 本分割の方法

(i) 分割する株式の種類

普通株式、優先株式及び劣後株式

(ii) 本分割の割合

1株につき10株の比率をもって分割いたします。

(iii) 本分割前後の株式数

発行済株式：

	普通株式	優先株式	劣後株式
本分割前	18,203,556.76332	1	0
本分割後	182,035,567.6332	10	0

授權株式数（発行可能株式）：

	普通株式	優先株式	劣後株式
本分割前	18,200,000,000	1,300,000,000	500,000,000
本分割後	182,000,000,000	13,000,000,000	5,000,000,000



(3) 日程

基準日 公告日	基準日の 2 週間前まで
基準日	(注)
効力発生日	基準日の翌取引日

(注) 本株主総会の承認を得た後、取締役会が可能な限り早期に決議いたします。

なお、本株式分割は、ケイマン諸島の法令及び当社の附属定款第 4 条に従い、現行の基本定款第 8 条を変更することなく、授権株式数を増加させ、額面価額を減少させるものですが、株主の皆様の便宜のために、本株式分割が承認された場合、授権資本に関する同条を読み替えるのと以下のとおりとなります（下線部分が相違点となります。）。

現行基本定款	本株式分割後の読み替え
<p>8. 当社の授権資本は 20,000,000,000 香港ドルであり、1 株当たり額面 <u>1.00</u> 香港ドルの <u>18,200,000,000</u> 普通株式、一株当たり額面 <u>1.00</u> 香港ドルの <u>1,300,000,000</u> 優先株式及び一株当たり額面 <u>1.00</u> 香港ドルの <u>500,000,000</u> 劣後株式に分割され、法によって許される範囲で、当社はこれらのいかなる株式も償却又は買い入れることができ、会社法（改正）及び附属定款の規定に従い前記授権資本を増加又は減少することができ、優先権又は特別な特権を付して又はこれらを付さずに、もしくは何らかの時期的条件に従い、又は何らかの条件又は制約に従い、当初のものか、償還されたものか又は増資によるものかを問わず、その授権資本のいかなる一部についても発行することができる。かかる場合、発行条件が他に明示に表明されている場合を除き、株式のいかなる発行は、優先株とされるか否かを問わず、上記の権能に従うものとする。</p>	<p>8. 当社の授権資本は 20,000,000,000 香港ドルであり、1 株当たり額面 <u>0.1</u> 香港ドルの <u>182,000,000,000</u> 普通株式、一株当たり額面 <u>0.1</u> 香港ドルの <u>13,000,000,000</u> 優先株式及び一株当たり額面 <u>0.1</u> 香港ドルの <u>5,000,000,000</u> 劣後株式に分割され、法によって許される範囲で、当社はこれらのいかなる株式も償却又は買い入れることができ、会社法（改正）及び附属定款の規定に従い前記授権資本を増加又は減少することができ、優先権又は特別な特権を付して又はこれらを付さずに、もしくは何らかの時期的条件に従い、又は何らかの条件又は制約に従い、当初のものか、償還されたものか又は増資によるものかを問わず、その授権資本のいかなる一部についても発行することができる。かかる場合、発行条件が他に明示に表明されている場合を除き、株式のいかなる発行は、優先株とされるか否かを問わず、上記の権能に従うものとする。</p>

以上



ビート・ホールディングス・リミテッドについて

当社、ビート・ホールディングス・リミテッドは、ケイマン諸島においてケイマン法に基づいて設立・登記されたグローバルな投資会社で、香港に事業本部を構え、日本、シンガポール、マレーシア、インドネシア、中国及びカナダに子会社を有しております。子会社の新華モバイル（香港）リミテッドを通じて知的財産権の取得及びライセンスを行っています。また、子会社の GINSMS Inc.（トロント・ベンチャー証券取引所に上場、TSXV：GOK）を通じてモバイル・メッセージング・サービス並びにソフトウェア製品及び専門サービスを提供しています。当社は、東京証券取引所のスタンダード市場に上場（証券コード：9399）しております。

詳細は、ウェブサイト：<https://www.beatholdings.com/> をご参照下さい。

本書は一般公衆に向けられた開示資料であり、当社株式への投資を勧誘するものではありません。投資家は、当社への投資を判断する際、当社の過去の適時開示資料及び法定開示資料を含むがこれらに限定されない資料を確認し、それらに含まれるリスク要因及びその他の情報を併せて考慮した上でかかる判断を行う必要があります。